会　議　次　第

会 場　三河湾リゾートリンクス

1　開　　会　　午後１時３０分

2　開催市市長あいさつ

3　会長あいさつ

4　新市長紹介

5　来賓祝辞

6　議長選出

7　議案審議

8　協議事項

(1) 東海市長会提出議案について

(2) 平成２６年度決算の承認について

(3) 次回開催市の決定について

9　会務報告

10　そ　の　他

11　閉　　会　　午後３時

（閉会後）

○　視　　察

尊皇蔵元　山崎合資会社、華蔵寺

第１６４回　愛知県市長会議提出議案一覧表

		ページ
第１号議案	社会保障・税番号制度導入に伴うシステム改修に係る財政措置について 西尾張ブロック　提出	4
第２号議案	地域生活支援事業に係る財政措置について 東尾張ブロック　提出	6
第３号議案	子育て世帯臨時特例給付金給付事務費に対する財政措置について 西尾張ブロック　提出	8
第４号議案	後期高齢者の保険料軽減特例措置の継続について 西尾張ブロック　提出	10
第５号議案	定期予防接種に係る財政措置について 知多ブロック　提出	12
第６号議案	展示場の整備推進に係る財政支援について 名古屋ブロック　提出	14
第７号議案	大規模小売店舗立地法に基づく事務手続の省力化・簡素化について 西尾張ブロック　提出	16

第８号議案　亜炭鉱廃坑の陥没等防止対策について　18
東尾張ブロック　提出

第９号議案　農地中間管理事業の制度の見直しについて　20
東三河ブロック　提出

第10号議案　下水道事業に対するアクションプラン期間終了後の財政支援について　22
西尾張ブロック　提出

第11号議案　自動車物流機能の強化に向けた港湾施設の整備促進について　24
東三河ブロック　提出

第12号議案　学校給食費に対する財政支援について　26
西尾張ブロック　提出

第13号議案　学校施設整備に係る財政支援について　28
名古屋ブロック　提出
西尾張ブロック　提出
東尾張ブロック　提出
西三河ブロック　提出

第14号議案　公立学校施設整備に係る国庫補助事業の早期の認定・内定及び交付決定時期について　30
西三河ブロック　提出

第１号議案

社会保障・税番号制度導入に伴うシステム改修に係る財政措置について

西尾張ブロック　提出

国は、社会保障・税番号制度導入に当たり、個人番号の指定、通知及び個人番号カードの交付事務等を法定受託事務としています。

制度導入に伴うシステム改修に係る経費については、補助対象経費として厚生労働大臣が認めた額の３分の２（国民年金・特別児童扶養手当分のシステム改修については１０分の１０）を国庫補助し、地方負担分である３分の１を普通交付税及び特別交付税措置するとされています。

しかしながら、国から示された補助基準額は、人口規模及びシステム類型に応じた標準的な費用として算出されたものであるため、実際に都市自治体が必要とするシステム改修に係る経費と大きな乖離が生じています。

社会保障・税番号制度は、より公平な社会保障制度の基盤を確立するため全国で統一的に導入されるもので、本来ならば国が責任を持って整備すべきものです。

よって、国におかれては、**番号制度導入に伴うシステム改修に係る経費について、都市自治体の実情に応じた十分な財政措置を講じるよう要望します。**

メ　　モ

第２号議案

地域生活支援事業に係る財政措置について

東尾張ブロック　提出

地域生活支援事業は、障がい者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施するもので、平成１８年の制度開始当初は、対象経費の全額が国庫補助金の補助基準額とされていました。

しかしながら、制度開始以降、法の改正により、理解促進研修・啓発事業を始めとした５つの事業が必須事業に追加され、利用者の増により、本事業に要する経費が増加しているにもかかわらず、国の予算は制度開始から横ばいであることから、都市自治体に配分される補助額は年々減少傾向にあり、近年は、国から示される補助基準額が、補助対象経費に対して６０％程度となっています。

よって、国におかれては、**地域生活支援事業に係る補助基準額について、制度開始当初と同様に、補助対象経費全額を補助基準額とするよう要望します。**

メ　　モ

第３号議案

子育て世帯臨時特例給付金給付事務費に対する財政措置について

西尾張ブロック　提出

子育て世帯臨時特例給付金は、消費税率の引上げに伴う子育て世帯への影響を緩和することを目的に、平成２６年度に国の施策として創設され、全額国庫負担で支給されました。また、その支給に係る事務費についても、全額国庫負担されました。

今年度も給付金が支給されることになりましたが、支給に係る事務費については、昨年度と異なり、基本額３００，０００円と、支給対象児童数に５００円を乗じた額との合算額を基準とする新たな補助基準額が設定されたため、都市自治体によっては、通信運搬費のほか、システム改修などに係る委託料等、実際に要する事務費と算定される額に差額が生じ、負担が必要となる可能性があります。

よって、国におかれては、**子育て世帯臨時特例給付金給付事務に係る経費について、都市自治体の負担増とならないよう、補助基準額を見直し、事務費全額を国庫負担とするよう要望します。**

メ　　モ

第４号議案

後期高齢者の保険料軽減特例措置の継続について

西尾張ブロック　提出

後期高齢者医療制度の保険料については、平成２０年の制度施行にあたり、制度変更による影響を緩和するため、低所得者及び被用者保険の被扶養者であった者を対象に保険料を軽減する特例措置が実施され、被保険者の負担軽減に大きな役割を果たしています。

平成２７年１月に社会保障制度改革推進本部において決定された医療保険制度改革骨子によると、後期高齢者の保険料軽減特例（予算措置）については、段階的に縮小し、平成２９年度から原則的に本則に戻すとの方向性が示されています。

また、急激な負担増となる者については、きめ細かな激変緩和措置を講じるとしているものの、年金の段階的な引下げや生活必需品の物価上昇などがある現状において、この見直しは、低所得者にとって大幅な負担増加につながるものであると考えます。

よって、国におかれては、**全ての地域住民が、安心して医療を受けることができるよう、現行の後期高齢者の保険料軽減特例措置について、十分な財源を確保し、支援措置を継続するよう要望します。**

メ　　モ

第５号議案

定期予防接種に係る財政措置について

知多ブロック　提出

予防接種法に定められている定期の予防接種については、市町村が行うものとされ、特にヒブや、小児肺炎球菌、ジフテリア、百日せきなどのＡ類疾病に係る予防接種は、全国のほとんどの市町村において、全額公費負担で実施されています。

また、国は、「予防接種に関する基本的な計画」において、今後、「おたふくかぜ」「Ｂ型肝炎」「ロタウイルス」の３種について、予防接種の定期化を含めた必要な措置を講じることとしています。

これらの定期予防接種に係る費用については、普通交付税が措置されていますが、増え続ける予防接種事業費により、都市自治体の財政は圧迫されています。平成２８年度に予防接種の定期接種化が予定されているＢ型肝炎を始め、定期接種化の対象となる疾病が追加される場合には、新たに財源の確保が必要となります。都市自治体の財政状況から、全額公費負担が困難となり個人負担金を徴収せざるを得なくなった場合、接種率が低下し、感染症のまん延を防ぎ国民の健康を守るという目的が十分に果たせなくなる恐れがあります。

よって、国におかれては、**既存の定期予防接種及び今後新たに定期接種化される予防接種に係る費用については、普通交付税措置によらず、全額を国庫負担とするよう要望します。**

メ　　モ

第６号議案

展示場の整備推進に係る財政支援について

名古屋ブロック　提出

国においては、アベノミクスの第三の矢として「日本再興戦略」が策定され、成長戦略が押し進められているところですが、その中で、国際的な情報発信力の強化を図る方策として、展示場の新設・拡張の促進を行うこととされています。

しかしながら、展示場の整備については、現行制度における高次都市施設と位置付けた場合、対象事業への交付限度額が投資規模に比して極めて少額となり、また、補助の要件として、次期都市再生整備計画の策定とともに、国との綿密なすりあわせが必要となります。なお、展示場施設整備に対する財政支援制度は現在のところありませんが、国際展示場は、都市自治体の産業振興にとって不可欠な社会インフラです。

よって、国におかれては、**産業や都市の国際競争力強化につながる展示場の整備・機能強化に対する財政支援制度の創設、又は社会資本整備総合交付金について、展示場を交付対象事業の新たな区分として位置付け、投資額に見合った補助率や限度額の設定など、制度の拡充を図るよう要望します。**

メ　　モ

第７号議案

大規模小売店舗立地法に基づく事務手続の省力化・簡素化について

西尾張ブロック　提出

大規模小売店舗立地法においては、設置者が、同法第６条第１項の規定に基づく店舗の名称や所在地の変更、設置者及び小売業者の氏名（名称）や住所、法人にあっては代表者氏名の変更を行った場合には、変更後遅滞なく、変更届を都道府県に提出することとされています。

また、設置者による変更の届出があった場合には、都道府県は、届出事項の概要をすみやかに公告し、縦覧するとともに、４月以内に市町村の意見を聴取することとされています。

しかしながら、これらの変更届に係る市町村の意見照会は、変更後に行われる手続として形式的に回答するものでしかなく、また、内容的には名称や氏名の変更等、周辺地域の生活環境の保持の観点からは、比較的影響の少ない事項であると考えます。

よって、国におかれては、**大規模小売店舗立地法第６条第１項の規定に基づく店舗の名称や所在地の変更、設置者及び小売業者の氏名（名称）や住所、法人にあっては代表者氏名の変更について、手続の省力化・簡素化を図るよう要望します。**

メ　　モ

第８号議案

亜炭鉱廃坑の陥没等防止対策について

東尾張ブロック　提出

戦前から戦後にかけて亜炭の採掘がさかんに行われ、なかでも名古屋市、春日井市、小牧市、長久手市で採掘跡（亜炭鉱廃坑）が広範囲に残されています。

当時の採掘許可の範囲は把握していますが、一般的に採掘許可範囲と実際の採掘範囲は合致していないと言われており、実際の採掘範囲は把握できていません。

このような状況の中、亜炭鉱廃坑がある地域では、度々陥没があり今年も春日井市の公園内で大規模な陥没が発生しました。陥没が発生する度に特定鉱害復旧等事業基金を活用し、復旧工事を行っていますが、今後、岐阜県御嵩町で発生した、民家数棟が被害を受けるような重大な陥没事故と同様の被害が生じる恐れがあります。

よって、国におかれては、**地域住民の安心・安全な暮らしを守るため、亜炭鉱廃坑の位置や規模等を特定する調査や、調査結果に基づいて行う陥没防止のための充填工事に対する財政措置を講じるよう要望します。**

メ　　モ

第９号議案

農地中間管理事業の制度の見直しについて

東三河ブロック　提出

農地中間管理事業に係る現行の制度は、機構集積協力金のうち個人に支払われる経営転換協力金及び耕作者集積協力金の交付要件である貸出期間が１０年以上と長いことから、農地の貸し手が制度の利用に対し慎重になっており、また、貸し手・借り手の双方にとって、従来の農業経営基盤強化促進法に基づく土地の貸借と比較し、手続に時間を要する等利用しにくい制度となっております。

このような状況において、国は地方に対する農業振興関連の予算措置を、農地中間管理事業の稼働実績に基づき配分することを示唆していることから、事業の稼働率向上につなげるためには、税の優遇措置を含め貸し手にとって更にメリットの大きい制度にするとともに、貸し手・借り手にとって利用し易い制度とすることが必要です。

よって、国におかれては、**農地中間管理事業による農地の集積・集約の進捗を図るため、農地の貸し手に対する、機構集積協力金の交付要件における貸出期間の弾力的な運用と税制面における優遇措置を講じるとともに、従来の農業経営基盤強化促進法に基づく土地の貸借と同程度まで手続を簡素化し、貸付までの時間の短縮が図られるようにする等制度の見直しを要望します。**

メ　　モ

第１０号議案

下水道事業に対するアクションプラン期間終了後の財政支援について

西尾張ブロック　提出

国は、人口減少や厳しい財政事情等を踏まえ、「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」において、今後１０年程度を目標に各種汚水処理施設の整備が概ね完了すること（１０年概成）を目指し、アクションプランの策定を行うこととしています。

しかしながら、アクションプランを策定し、１０年概成に向けて事業を推進していくものの、流域関連公共下水道に係る整備においては、処理区が最上流部に位置している場合、流域幹線管渠の整備が近隣の自治体より遅くなるなど、都市自治体の状況により管渠の整備時期に相違が生じ、今後１０年程度で全域の下水道施設整備が完了するかどうか懸念されるところです。

よって、国におかれては、**着実に下水道整備を実施するため、都市自治体が実施する下水道整備事業に対し、画一的に１０年概成とすることなく、都市自治体の実情に応じた継続的な財政支援を講じるよう要望します。**

メ　　モ

第１１号議案

自動車物流機能の強化に向けた港湾施設の整備促進について

東三河ブロック　提出

三河港周辺地域には、国内外の自動車関連企業が立地し、輸入自動車の取扱量が２２年連続日本一を記録するなど、国内屈指の完成自動車輸出入の拠点港となっており、近年も完成自動車の取扱量は増加しています。

しかしながら、その多くを扱う神野地区では、船舶の大型化による岸壁の延長不足や完成自動車とコイル、ベントナイト等の一般貨物の混在により、複雑なバース利用調整を余儀なくされるなど、円滑な荷役作業に支障をきたしています。

また、名豊道路（国道２３号）など広域幹線道路の整備が進む中、三河港のアクセス道路となる臨港道路の強化が課題となっています。

田原地区や御津地区においては、広域幹線道路へのアクセスや岸壁の水深不足などが企業立地のボトルネックとなっており、企業立地促進のための、臨港道路及び岸壁を早急に整備する必要があります。

よって、国におかれては、**第６次三河港港湾計画に基づき、貨物の混在及び岸壁延長不足解消のための岸壁の整備を早急に実施するとともに、三河港のアクセス強化及び企業立地促進のための臨港道路の整備や水深不足解消のための岸壁の整備に係る財政措置を講じるよう要望します。**

メ　　モ

第１２号議案

学校給食費に対する財政支援について

西尾張ブロック　提出

学校給食に必要な経費のうち、給食の材料費については、保護者が負担することとされています。

近年の物価上昇により、給食の材料に係る経費も増加している中で、安全性の確保された食材を使用した給食を維持し、適切に栄養摂取ができる給食を提供するためには、現在の給食費で賄うことが困難な状況です。

しかしながら、少子化対策及び子育て支援策に取り組む都市自治体においては、保護者の負担増加につながる給食費の値上げをすることは容易ではありません。

よって、国におかれては、**少子化対策及び子育て支援策の一環として、給食費が保護者の負担増加とならないようにするとともに、安心・安全な給食の提供を維持することができるよう、学校給食費の食材に係る経費に対する支援制度を創設するよう要望します。**

メ　　モ

第１３号議案

学校施設整備に係る財政支援について

名古屋ブロック　提出
西尾張ブロック　提出
東尾張ブロック　提出
西三河ブロック　提出

昨今の地球温暖化に伴う猛暑により、教室内の温度が非常に高く、児童生徒が勉強や部活動に集中できないため、保護者などから各教室への空調設置を求める声が寄せられています。

また、老朽化の進む校舎や学校給食施設等の大規模改造、トイレの洋式化など児童生徒の学校生活環境の整備は急務の課題であります。

これらの公立の小中学校施設の老朽化や空調設置に伴う大規模改造工事については、工事費の一部が国の学校施設環境改善交付金により補助されますが、地方公共団体が平成２７年度に計画する事業規模が国の平成２７年度当初予算と平成２６年度補正予算を合わせた額を大幅に上回った結果、地方公共団体の計画事業量の多くが交付金を受けることができなくなり、結果として当初予定していた計画事業量を大幅に削減せざるを得なくなりました。

また、平成２７年度においては、学校給食施設整備事業の補助対象要件の一つに財政力指数の基準が設けられ、交付金を受けることができない事例も発生しております。この事例では、平成２７年度未採択事業について、追加採択の可能性もあるとのことでしたが、施設整備の計画的な改修に影響が出るため、やむを得ず、追加採択を待たず、施設の改修工事に着手することとなりました。

よって、国におかれては、**学校施設整備に地方公共団体の計画事業量に見合った財政措置を講じるとともに、補助率の引上げや実工事費に見合った補助を行うよう要望します。**

メ　　モ

第 14 号議案

公立学校施設整備に係る国庫補助事業の早期の認定・内定及び交付決定時期について

西三河ブロック　提出

公立学校の施設整備に係る国庫補助事業については、主なものとして公立学校施設整備費国庫負担金及び学校施設環境改善交付金があり、認定・内定後に工事契約をすることとされています。

しかしながら、公立学校施設整備費国庫負担金の認定時期はおおむね５月下旬以降、学校施設環境改善交付金の内定時期は４月下旬から６月下旬までの間で、一定していないのが現状です。

契約締結後、工事に取り掛かるまで時間を要するため、認定・内定の時期が６月の場合は、夏休み期間を利用した工事に影響が生じ、２学期開始後に騒音や振動等を伴う工事が集中することとなり、児童生徒の学習環境に支障が生じる恐れがあります。

よって、国におかれては、**公立学校施設整備費国庫負担金及び学校施設環境改善交付金の認定・内定または交付決定の時期を年度のできる限り早い時期に統一していただくよう要望します。**

メ　　モ

協　議　事　項

(1) 東海市長会提出議案について

(2) 平成２６年度決算の承認について

(3) 次回開催市の決定について

第１６４回 愛知県市長会議出席者名簿（敬称略）

来　　賓

愛　知　県

副　　知　　事	堀　井　奈　津　子
総　務　部　長	平　　松　　直　　巳
市 町 村 課 長	矢　　野　　浩　　二

西　尾　市

西尾市議会議長	稲　　垣　　正　　明

市名	職名	氏名	市名	職名	氏名
名古屋市	市長	河村たかし	稲沢市	市長	大野紀明
豊橋市	市長	佐原光一	新城市	市長	穂積亮次
岡崎市	市長	内田康宏	東海市	市長	鈴木淳雄
一宮市	市長	中野正康	大府市	市長	久野孝保
瀬戸市	市長	伊藤保徳	知多市	市長	宮島壽男
半田市	市長	榊原純夫	知立市	市長	林　郁夫
春日井市	市長	伊藤　太	尾張旭市	市長	水野義則
豊川市	市長	山脇　実	高浜市	市長	吉岡初浩
津島市	市長	日比一昭	岩倉市	市長	片岡恵一
碧南市	市長	禰冝田政信	豊明市	市長	小浮正典
刈谷市	市長	竹中良則	日進市	市長	萩野幸三
豊田市	市長	太田稔彦	田原市	市長	山下政良
安城市	市長	神谷　学	愛西市	市長	日永貴章
西尾市	市長	榊原康正	清須市	市長	加藤静治
蒲郡市	市長	稲葉正吉	北名古屋市	市長	長瀬　保
犬山市	市長	山田拓郎	弥富市	市長	服部彰文
常滑市	市長	片岡憲彦	みよし市	市長	小野田賢治
江南市	市長	澤田和延	あま市	市長	村上浩司
小牧市	市長	山下史守朗	長久手市	市長	吉田一平

開催市（西尾市）　副市長　小島統市
増山信也

愛知県市長会事務局　事務局長　戸田正彦

愛知県市長会議開催一覧表

（平成１２年春以降）

回数	開催年月日	開催市	会場
１３３	平成12年 4 月21日	尾西市	尾西グリーンプラザ
１３４	平成12年10月 3 日	小牧市	名鉄小牧ホテル
１３５	平成13年 4 月17日	稲沢市	稲沢市勤労福祉会館
１３６	平成13年10月 5 日	新城市	新城文化会館
１３７	平成14年 4 月19日	東海市	東海市立勤労センター
１３８	平成14年10月 3 日	大府市	大府市勤労文化会館
１３９	平成15年 5 月 8 日	知多市	知多市勤労文化会館
１４０	平成15年10月 2 日	尾張旭市	尾張旭市渋川福祉センター
１４１	平成16年 5 月 7 日	知立市	知立セントピアホテル
１４２	平成16年10月 6 日	高浜市	㈱豊田自動織機 高浜工場
１４３	平成17年 4 月20日	岩倉市	岩倉市総合体育文化センター
１４４	平成17年10月 4 日	豊明市	ザ・グランドティアラ豊明
１４５	平成18年 4 月25日	日進市	愛知学院大学　学院会館
１４６	平成18年10月 5 日	田原市	伊良湖ビューホテル
１４７	平成19年 5 月14日	愛西市	愛西市親水公園総合体育館
１４８	平成19年10月 3 日	清須市	キリンビール㈱ 名古屋工場
１４９	平成20年 4 月22日	北名古屋市	北名古屋市健康ドーム
１５０	平成20年10月 2 日	弥富市	弥富市総合社会教育センター
１５１	平成21年 4 月21日	豊橋市	ホテル日航豊橋
１５２	平成21年10月16日	名古屋市	名古屋マリオットアソシアホテル
１５３	平成22年 4 月28日	岡崎市	岡崎市図書館交流プラザ Libra
１５４	平成22年10月 5 日	一宮市	アイプラザ一宮
１５５	平成23年 5 月10日	瀬戸市	瀬戸蔵
１５６	平成23年10月14日	半田市	半田市福祉文化会館
１５７	平成24年 4 月24日	春日井市	ホテルプラザ勝川
１５８	平成24年10月 3 日	豊川市	豊川市市民プラザ
１５９	平成25年 4 月25日	津島市	津島市生涯学習センター
１６０	平成25年10月 3 日	碧南市	衣浦グランドホテル
１６１	平成26年 4 月24日	刈谷市	刈谷市総合文化センター
１６２	平成26年10月 2 日	豊田市	名鉄トヨタホテル
１６３	平成27年 5 月12日	安城市	ホテルグランドティアラ安城

（注）第１３２回以前については省略。

愛知県市長会会則

（名　　称）
第１条　この会は、愛知県市長会（以下「市長会」という。）という。
（組　　織）
第２条　市長会は、愛知県下の各市をもって組織する。
（目　　的）
第３条　市長会は、県下各市相互の連携を密にし、行政全般につき調査研究を行い、市政の円滑なる運営を期することを目的とする。
（事　　業）
第４条　市長会は、次の各号に掲げる事業を行う。
(1)　行政全般の調査研究
(2)　行政全般に関する統計
(3)　市長会が主催する各種会議の運営
(4)　その他市長会の目的を達成するため必要な事項
（事　務　所）
第５条　市長会の事務所は、名古屋市中区三の丸二丁目３番２号愛知県自治センター内に置く。
（役　　員）
第６条　市長会に次の各号に掲げる役員を置き、市長会を組織する市の市長（以下「市長」という。）をもって充てる。
(1)　名誉会長　　１名
(2)　会　　長　　１名
(3)　副 会 長　　２名
(4)　理　　事　　（名誉会長、会長及び副会長を含む。）９名
(5)　監　　事　　２名
（役員選出及び任期）
第６条の２　前条の役員は、総会において選出し、その任期は１年とする。
２　監事を除く役員のブロック別選出基準は、別表のとおりとする。
（会長及び副会長）
第７条　会長は、市長会の会務を総理し、市長会を代表する。
２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
（理　　事）
第８条　理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
（監　　事）
第９条　監事は、毎会計年度少なくとも１回以上日を定めて、市長会の会計事務を監査しなければならない。
（顧　　問）

第10条　市長会に顧問を置くことができる。
2　顧問は、総会において推せんするものとする。
3　顧問は、理事会及び総会において意見を述べることができる。
（参　　与）
第11条　市長会に参与を置くことができる。
2　参与は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
3　参与は、市長会の重要な事項につき諮問に応ずるものとする。
（常任幹事及び幹事）
第12条　市長会に常任幹事及び幹事を置き、その任期は１年とする。
2　幹事は、市長の指名する部長又は課長をもって充てる。
3　常任幹事は、幹事の互選による。
4　常任幹事及び幹事は、市長会の円滑な運営を図るため、連絡協議するものとする。
（総　　会）
第13条　通常総会は、年２回開催する。
2　会長が必要と認めるときは、臨時総会を開催することができる。
3　総会には、市長が出席するものとする。
4　総会は、次の各号に掲げる事項を議決するものとする。
(1) 会則の変更に関すること。
(2) 事業計画、予算及び決算に関すること。
(3) その他市長会の重要な事項に関すること。
（理　事　会）
第13条の２　理事会は、理事をもって構成する。
2　理事会は、次の各号に掲げる事項を議決するものとする。
(1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
(2) 総会に付議すべき事項
(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
（事　務　局）
第14条　市長会に事務局を置く。
2　事務局に、事務局長１名及び書記若干名を置く。
3　事務局長は、会長の命を受け、その事務を処理する。
4　書記は、事務局長の命を受け、その事務に従事する。
5　事務局の組織、職員定数、職務分掌、勤務条件、その他の必要な事項については、理事会の議決を経て、会長が別に定める。
（会議の招集）
第15条　会議は、必要のつど会長が招集する。
2　会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
（会　　計）
第16条　市長会の会計年度は、４月１日に始まり翌年３月３１日に終る。

2　市長会の経費は、市長会を組織する市の負担金、寄付金、その他収入をもって支弁する。

（委　　任）

第17条　この会則の施行について必要な事項は、会長が定める。

附　則

1　この会則は、昭和３６年８月１日から施行する。

2　削　除

3　市長会は、この会則施行の日における愛知県市長会及び愛知県都市協議会の事業並びに権利及び義務を承継する。

（昭和３８年１月１日から平成７年５月２日までの附則　略）

附　則

この会則は、平成１０年４月２４日から施行する。

附　則

この会則は、平成１６年５月７日から施行する。

附　則

この会則は、平成１７年４月２０日から施行する。

附　則

この会則は、平成１７年１０月４日から施行する。

ただし、北名古屋市については、同市の設置の効力が生じる日から施行する。

附　則

この会則は、平成１８年４月２５日から施行する。

附　則

この会則は、平成２２年４月２８日から施行する。

附　則

この会則は、平成２４年１月４日から施行する。

別　表

ブロック別役員選出基準

ブロック名	基準数（監事を除く）	構成市数	構成市
名古屋	1	1	名古屋市
西尾張	2	9	一宮市・津島市・犬山市・江南市・稲沢市・岩倉市・愛西市・弥富市・あま市
東尾張	2	9	瀬戸市・春日井市・小牧市・尾張旭市・豊明市・日進市・清須市・北名古屋市・長久手市
知多	1	5	半田市・常滑市・東海市・大府市・知多市
西三河	2	9	岡崎市・碧南市・刈谷市・豊田市・安城市・西尾市・知立市・高浜市・みよし市
東三河	1	5	豊橋市・豊川市・蒲郡市・新城市・田原市
計	9	３８	

基準数の算定基礎は、次のとおりとする。

５　市　ま　で　　１

６市から１０市まで　　２